

令和 6 年度第 6 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3 - 3 0 6 号 レドンダカサ玉川
3	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5
4	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0 - 1 0 2 号コーポコスモ
5	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目 1 7 番 4 0 - 1 0 2 号コーポコスモ

(令和 7 年 1 月 6 日揭示済み)

草津市告示第 2 号

草津市トップアスリート活動拠点支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 1 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市トップアスリート活動拠点支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 市長は、草津市立プールを活動の拠点として、「滋賀・草津の飛込」を世界へ発信し、競技を通じた地域への誇りを醸成するとともに、競技の裾野を広げ、新たなにぎわいの創出や健康増進につながる活動および事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、滋賀県のスポーツを活用した地域活性化事業補助金交付要綱において交付の対象となった団体とする。

(補助対象経費、補助金の額等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、草津市立プールを拠点に活動するための経費とし、補助率は 1 0 分の 1 0 とする。ただし、次に掲げる経費については補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 備品購入費

2 草津市を拠点に活動するにあたり、その他補助金、参加費その他これらに類する費用を受ける場合にあっては、当該費用に相当する額を前項の補助対象経費から差し引く。

(補助金の交付申請)

第 4 条 交付の申請をしようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 草津市立プール拠点活動事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類（活動報告書）

第 5 条 補助対象事業者は、市長に毎月の活動報告書（別記様式第 3 号）を翌月 1 0 日までに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 6 条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 草津市立プールでの事業が中止または休止された場合。
- (2) 活動報告書が提出されなかった場合。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 0 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

サービスの種類	居宅介護支援
指定年月日	令和 7 年 1 月 1 日
事業所番号	2 5 6 0 6 9 0 2 6 1

(令和 7 年 1 月 1 0 日揭示済み)

草津市告示第 4 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立市民交流プラザ
所在地 草津市野路一丁目 1 5 番 5 号

2 指定管理者

名 称 ビバ・テルウェル西日本グループ
代表団体 京都府京都市上京区丸太町通河原町
東入駒之町 5 3 6 番地
株式会社ビバ
代表取締役 小 森 敏 史
構成団体 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁
目 7 番 1 2 号
テルウェル西日本株式会社
代表取締役 山 田 邦 裕

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 1 月 1 4 日揭示済み)

草津市告示第 5 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 7 年 1 月 2 1 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	發送先宛名	發送先住所	賦課年度	課税年度分
1	山下 優斗	滋賀県草津市追分南九丁目 5 番 1 6 号	令和 6 年度	令和 6 年度
2	ASHURMA DOVA SUMAN	滋賀県草津市東矢倉四丁目 8 番 5 5 - 2 0 1 号野路一番館	令和 6 年度	令和 6 年度

(令和 7 年 1 月 1 4 日揭示済み)

草津市告示第6号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立志津まちづくりセンター

所在地 草津市青地町561番地

2 指定管理者

名 称 志津まちづくり協議会

所在地 草津市青地町561番地

会 長 奥 村 次 一

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和7年1月15日掲示済み）

草津市告示第7号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立志津南まちづくりセンター

所在地 草津市若草五丁目10番地

2 指定管理者

名 称 志津南学区まちづくり協議会

所在地 草津市若草五丁目10番地

会 長 四 方 道 治

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和7年1月15日掲示済み）

草津市告示第8号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立草津まちづくりセンター

所在地 草津市草津一丁目4番33号

2 指定管理者

名 称 草津学区ひと・まちいきいき協議会

所在地 草津市草津一丁目4番33号

会 長 奥 村 久 史

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和7年1月15日掲示済み）

草津市告示第9号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立大路まちづくりセンター

所在地 草津市大路二丁目9番11号

2 指定管理者

名 称 大路区まちづくり協議会

所在地 草津市大路二丁目 9 番 1 1 号

会 長 先 川 且 民

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 0 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立渋川まちづくりセンター

所在地 草津市西渋川二丁目 9 番 3 8 号

2 指定管理者

名 称 渋川学区まちづくり協議会

所在地 草津市西渋川二丁目 9 番 3 8 号

会 長 若 月 義 信

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 1 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立矢倉まちづくりセンター

所在地 草津市東矢倉二丁目 1 3 番 6 号

2 指定管理者

名 称 矢倉学区未来のまち協議会

所在地 草津市東矢倉二丁目 1 3 番 6 号

会 長 中 谷 緑 郎

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 2 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立老上まちづくりセンター

所在地 草津市野路町 5 2 0 番地

2 指定管理者

名 称 老上学区まちづくり協議会

所在地 草津市野路町 5 2 0 番地

会 長 山 本 清 治

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 1 月 1 5 日 掲 示 済 み)

草津市告示第13号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立老上西まちづくりセンター

所在地 草津市矢橋町526番地1

2 指定管理者

名 称 老上西学区まちづくり協議会

所在地 草津市矢橋町526番地1

会 長 伊 庭 健 治

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和7年1月15日掲示済み）

草津市告示第14号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立玉川まちづくりセンター

所在地 草津市野路九丁目7番42号

2 指定管理者

名 称 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議

所在地 草津市野路九丁目7番42号

会 長 中 野 宗 城

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和7年1月15日掲示済み）

草津市告示第15号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立南笠東まちづくりセンター

所在地 草津市笠山一丁目1番47号

2 指定管理者

名 称 南笠東学区まちづくり協議会

所在地 草津市笠山一丁目1番47号

会 長 清 水 和 廣

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和7年1月15日掲示済み）

草津市告示第16号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立山田まちづくりセンター

所在地 草津市南山田町678番地

2 指定管理者

名 称 山田学区まちづくり協議会

所在地 草津市南山田町678番地

会 長 山 本 克 実

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 15 日揭示済み)

草津市告示第 17 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立笠縫まちづくりセンター

所在地 草津市上笠一丁目 6 番 3 号

2 指定管理者

名 称 笠縫学区まちづくり協議会

所在地 草津市上笠一丁目 6 番 3 号

会 長 山 元 譲 治

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 15 日揭示済み)

草津市告示第 18 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立笠縫東まちづくりセンター

所在地 草津市集町 5 8 番地 8

2 指定管理者

名 称 笠縫東学区まちづくり協議会

所在地 草津市集町 5 8 番地 8

会 長 今 井 修

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 15 日揭示済み)

草津市告示第 19 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 15 日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立常盤まちづくりセンター

所在地 草津市志那中町 1 1 1 番地 1

2 指定管理者

名 称 人と地域が輝く常盤協議会

所在地 草津市志那中町 1 1 1 番地 1

会 長 澤 田 幸 雄

3 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 15 日揭示済み)

草津市告示第 2 0 号

草津市空き家相談員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

草津市空き家相談員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市空き家相談員派遣事業実施要綱（令和 5 年草津市告示第 1 0 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 5 号 《現行どおり》 《 》	第 1 条～第 7 条 《省略》 別記様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号～別記様式第 5 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 5 日から施行する。

別添 1－1
別記
様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係）

相談員派遣事業利用申込書兼情報提供同意書

年 月 日

草津市長 宛

私は、草津市空き家相談員派遣事業実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり相談員派遣事業を申し込みます。

また、裏面の空き家等情報の提供に関する確認事項について説明を受け、その内容を理解しましたので、同意します。

記

・申込者情報記入欄兼情報提供同意署名欄

申 込 者 情 報	〒 住所	
	(フリガナ).....	
	氏名（署名）	
	生年月日	
	電話番号	携帯番号
	F A X	e-mail

・空き家情報記入欄

所 在 地	草津市	
所 有 関 係	☐ 土地・建物所有	☐ 建物所有
所 有 権 関 係	☐ 単独所有	☐ 共有
所有者と申込者の関係	☐ 本人	☐ 親族（続柄 ）
	☐ その他（ ）	
相 談 事 項		

空き家等情報の提供に関する確認事項

（同意事項）

- 草津市が協定を締結している不動産団体へ空き家等情報を提供すること。
- 申込者が暴力団員であるか否かの確認のため、草津市が警察へ照会すること。
- 相談員派遣事業を利用したことおよび空き家等情報を提供したことに起因する苦情等については、すべて申込者の責任において対応すること。

（注意事項）

- 空き家等情報とは、申込者の個人情報および空き家情報をいいます。
- 空き家等情報の提供先および使途ならびに提供する情報の範囲は、下表のとおりです。

	情報の提供先	情報の使途	提供する情報の範囲
1	協定を締結している不動産団体	相談員の選定および連絡会議における情報共有	申込者より市に提供いただく情報
2	不動産団体から選定された相談員（以下、「相談員」という。）	所有者への相談対応および相談結果に基づく方針の提案	

- 協定を締結している不動産団体は、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部です。
- 草津市は、空き家の売買、賃貸、管理およびその他の交渉等については、直接これに関与いたしません。また、相談員より相談結果に基づく方針の提案をしますが、必ずしも課題の解決等を保証するものではありません。
- 相談結果に基づく方針の提案に基づき、相談員へ空き家の売買や賃貸または管理もしくはその他の交渉等に関する依頼等を行うときは、依頼内容により費用が発生することがありますので、事前に相談員に御確認ください。
- 申込みをされた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

別添 1－2
別記
様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係）

相談員派遣事業利用申込書兼情報提供同意書

年 月 日

草津市長 宛

私は、草津市空き家相談員派遣事業実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり相談員派遣事業を申し込みます。

また、裏面の空き家等情報の提供に関する確認事項について説明を受け、その内容を理解しましたので、同意します。

記

・申込者情報記入欄兼情報提供同意署名欄

申 込 者 情 報	〒 住所	
	(フリガナ)	
	氏名（署名）	
	電話番号	携帯番号
	F A X	e-mail

・空き家情報記入欄

所 在 地	草津市	
所 有 関 係	☐ 土地・建物所有	☐ 建物所有
所 有 権 関 係	☐ 単独所有	☐ 共有
所有者と申込者の関係	☐ 本人	☐ 親族（続柄 ）
	☐ その他（ ）	
相 談 事 項		

空き家等情報の提供に関する確認事項

（同意事項）

- 1 草津市が協定を締結している不動産団体へ空き家等情報を提供すること。
- 2 申込者が暴力団員であるか否かの確認のため、草津市が警察へ照会すること。
- 3 相談員派遣事業を利用したことおよび空き家等情報を提供したこと起因する苦情等については、すべて申込者の責任において対応すること。

（注意事項）

- 1 空き家等情報とは、申込者の個人情報および空き家情報をいいます。
- 2 空き家等情報の提供先および使途ならびに提供する情報の範囲は、下表のとおりです。

	情報の提供先	情報の使途	提供する情報の範囲
1	協定を締結している不動産団体	相談員の選定および連絡会議における情報共有	申込者より市に提供いただく情報
2	不動産団体から選定された相談員（以下、「相談員」という。）	所有者への相談対応および相談結果に基づく方針の提案	

- 3 協定を締結している不動産団体は、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部です。
- 4 草津市は、空き家の売買、賃貸、管理およびその他の交渉等については、直接これに関与いたしません。また、相談員より相談結果に基づく方針の提案をしますが、必ずしも課題の解決等を保証するものではありません。
- 5 相談結果に基づく方針の提案に基づき、相談員へ空き家の売買や賃貸または管理もしくはその他の交渉等に関する依頼等を行うときは、依頼内容により費用が発生することがありますので、事前に相談員に御確認ください。
- 6 申込みをされた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）の規定の趣旨に基づき、本事業の目的以外には利用いたしません。

（令和 7 年 1 月 1 5 日揭示済み）

公 告

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条第 1 項および第 9 9 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

1 公売の方法・場所

インターネット上の K S I 官公庁オークションでせり売り形式による。

2 公売実施期間

令和 7 年 2 月 3 日 1 3 時 0 0 分から令和 7 年 2 月 5 日 2 3 時 0 0 分まで

3 公売参加申込期間

令和 7 年 1 月 9 日 1 3 時 0 0 分から令和 7 年 1 月 2 7 日 2 3 時 0 0 分まで

4 参加申込方法

インターネット上の K S I 官公庁オークション専用ページから申込可能

5 公売財産

別紙参照

※詳細については、令和 7 年 1 月 9 日 1 3 時以降にインターネット上の K S I 官公庁オークションの専用ページで閲覧できます。

6 売却決定日時 令和 7 年 2 月 6 日 1 0 時 0 0 分

7 買受代金納付期限 令和 7 年 2 月 1 3 日 1 4 時 3 0 分

8 買受人についての資格、その他の要件

- (1)国税徴収法第 9 2 条及び第 1 0 8 条に該当しない者
- (2)公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者

9 その他

- ・参加申込時には、クレジットカードによる公売保証金の納付が必要となります。
- ・公売への参加や公売財産の買受人および権利移転については、一定の制限がありますので、詳細については草津市インターネット公売ガイドラインを御確認ください。なお、当ガイドラインについては、草津市ホームページおよび、令和 7 年 1 月 9 日 1 3 時以降に K S I 官公庁オークションで確

認できます。

- ・インターネット上の公売システムに不具合が生じた場合や、差押徴収金が納付された場合に、市は公売を中止することがあります。
- ・公売財産の引渡しは、買受代金の納付時の現況有姿で行います。
- ・公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- ・公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに申し出てください。
- ・公売財産に隠れた瑕疵があっても所有者や市は責任を負いません。
- ・その他、御不明な点がございましたら、草津市納税課納税係（市役所 1 階 11 番窓口、電話番号 077-561-6541）にお問い合わせください。

【別紙】

種別	物件名	整理番号	数量	最低見積価格	公売保証金	所在
テレビ	【Panasonic】4K 液晶テレビ	草津 06-2-1	1	80,000 円	8,000 円	草津市役所
ゲーム	Nintendo Switch	草津 06-2-2	1	14,000 円	1,400 円	草津市役所

（令和 7 年 1 月 8 日 掲 示 済 み）

公 告

公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造を認定したので、同条第 6 項の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築政策課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 8 日

草津市長 橋 川 渉

区域 地番	申請人 住所・氏名	申請建物	全棟数
草津市志那中町字角田 48-1	草津市草津三丁目 13 番 30 号 草津市長 橋川 渉	自転車置場	共同住宅 3 棟 附属施設 9 棟

（令和 7 年 1 月 8 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 1 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市糺三丁目7番11-205号 トレ ジャーズ栗東 園田 翔悟、園田 留衣	草津市南山田町字山寺876番7	323.00㎡	R7.1.9	1809

(令和 7 年 1 月 9 日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 1 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠二丁目17番6-205号 アーバス草津 松本 知沙	草津市南山田町字山寺876番20	180.72㎡	R7.1.9	1810

(令和 7 年 1 月 9 日揭示済み)

公 告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づき、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 1 5 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域および主たる事務所

名 称	矢倉町内会
区 域	別添の別図 1 に定めるとおり
主たる事務所	草津市矢倉二丁目 1 番 7 号

- 2 不動産に関する事項
土地

地目	面積	所在地
宅地	876.03㎡	草津市矢倉二丁目字茶屋浦817番1

表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称	住所
持分5分の1 木村 喜代一	草津市矢倉一丁目3番36号
持分5分の4 村田 勘一	草津市矢倉二丁目7番57号

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有権または所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間および方法に関する事項

(1) 期間

令和7年1月15日から令和7年4月15日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定により、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、提出すること。

(令和7年1月15日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月6日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和7年1月23日（木）

午後2時00分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和7年1月6日揭示済み)